

公判手続その2

——公判準備②

東京高等検察庁検事・東京大学教授

唐木智規

KARAKI Tomonori

東京地方検察庁検事・東京大学非常勤講師

煙山 明

KEMURIYAMA Akira

Case

前回までの事例については本誌ウェブサポートからご覧いただけます。右QRコードからアクセスしてください。



【証拠の任意開示及び三者打合せ】

1 掛村検事は、令和4年12月23日、本件に関する証明予定事実記載書面の提出及び証拠請求を行いました（以上前号。なお、これまでに登場した証拠①から④等の証拠について、その概要〔初出箇所〕、検察官による証拠請求の有無、後述する任意開示や類型証拠開示請求への対応等を**一覧表にまとめ、本号120頁に添付した**ので、これを適宜参照しながら読み進めてください。

また、その際、掛村検事は、請求証拠以外に、類型証拠に該当し得る証拠についても、弁護人に任意に開示する旨¹⁾及びその閲覧・謄写の準備ができていた旨を連絡しました。なお、掛村検事が任意開示した証拠の概要については、後記IVで説明します。

2 その後、証明予定事実記載書面等の提出を受けたY地方裁判所から、本件に関する第1回目の三者（裁判所、検察官及び弁護人）打合せ²⁾を

令和5年1月10日に行う旨の連絡があったことから、同日、掛村検事は、Y地方裁判所に赴きました。

この日の打合せでは、まず、裁判所から掛村検事に対し、弁護人への証拠開示の状況に関する質問がなされましたが、掛村検事は、請求証拠に加え類型証拠に該当し得る証拠についても証拠開示を行った旨を説明しました。

次に、裁判所は、弁護人に対し、開示を受けた証拠の検討状況や現時点での弁護方針について尋ねましたが、弁護人は、請求証拠等の謄写は終了しているが、年末年始の時期を挟んだこともあって謄写された記録が手元に来てから間がなかったことから十分な検討が未了である旨、そのため、開示を受けた証拠の内容を踏まえた被告人との接見もできておらず、現時点では確定的な弁護方針を示すことが困難である旨回答しました。

また、弁護人は、裁判長に対し、公訴事実には「共謀の上」としか記載されておらず、被告人と共犯者△川との共謀の成立時期や内容が不明確であることから、この点を明らかにするよう検察官に釈明を求められた旨発言しました。



【類型証拠開示請求】

掛村検事は、令和5年1月12日、弁護人から

の請求に基づき、証拠の一覧表⁶⁾を弁護人に交付
しました（法316条の14第2項）。すると、同月

19日、弁護人から、要旨、以下の内容の類型証拠開示請求（以下「本件類型証拠開示請求」という）を受けました（なお、開示が必要である理由についての記載〔法316条の15第3項1号ロ参照〕は省略します）。

(1) 請求1⁷⁾

- 開示を求める証拠：犯行現場であるホームセンターα河原町店に設置された防犯カメラ映像
- 類型：法316条の15第1項1号
- 特定の検察官請求証拠：甲5号証（捜査報告書）、甲16号証（捜査報告書）

(2) 請求2

- 開示を求める証拠：警備員Vの身体から採取した物を鑑定した結果を記載した鑑定書等
- 類型：法316条の15第1項4号
- 特定の検察官請求証拠：甲9号証（警備員Vの検面調書）、甲10号証（目撃者Wの検面調書）

(3) 請求3⁸⁾

- 開示を求める証拠：警備員Vの供述録取書等
- 類型：法316条の15第1項5号ロ
- 特定の検察官請求証拠：甲9号証（警備員Vの検面調書）

(4) 請求4

- 開示を求める証拠：本件犯行を目撃した者の供述録取書等
- 類型：法316条の15第1項6号

- 特定の検察官請求証拠：甲9号証（警備員Vの検面調書）、甲10号証（目撃者Wの検面調書）

(5) 請求5

- 開示を求める証拠：被告人の生活状況等に関する被告人の知人等の供述録取書等
- 類型：法316条の15第1項6号
- 特定の検察官請求証拠：甲17、18号証（捜査報告書）、甲19号証（回答書）、甲20号証（母親の員面調書）

(6) 請求6

- 開示を求める証拠：△川の供述録取書等
- 類型：法316条の15第1項6号
- 特定の検察官請求証拠：乙2、3号証（被告人の員面調書）

(7) 請求7

- 開示を求める証拠：被告人の供述録取書等
- 類型：法316条の15第1項7号
- 特定の検察官請求証拠：乙1～3号証（被告人の員面調書）

(8) 請求8

- 開示を求める証拠：被告人の取調べ状況等を記録した書面
- 類型：法316条の15第1項8号
- 特定の検察官請求証拠：乙1～3号証（被告人の員面調書）

Case

【予定主張記載書面及び証拠意見書の提出】

弁護人は、令和5年2月14日、「被告人は、共犯者とされる△川との間で、『逮捕を免れ又は窃取した商品を取り返されることを防ぐためにスタンガンを使用して暴行・脅迫を加える』という計画をしたことはなく、強盗の共謀は成立していない。また、被告人は、警備員Vが殴ろうとしてきたのでその腕をつかんで止めさせようとしたにすぎず、警備員Vに公訴事実記載の暴行を加えていない」という内容の予定主張記載書面（以下「本件予定主張記載書面」という）を裁判所及び

検察官に提出しました。

加えて、弁護人は、その際、検察官請求証拠に対する証拠意見として、「甲9号証（警備員Vの検面調書〔証拠⑳〕）、甲10号証（目撃者Wの検面調書〔証拠㉕〕）、甲12号証（捜査報告書〔証拠㉔〕）、甲13号証（β店長の検面調書〔証拠㉓〕）、乙1～3号証（いずれも被告人の員面調書〔証拠㉑・㉒・㉔〕）はいずれも不同意、それ以外の証拠には同意する」旨記載した証拠意見書を裁判所及び検察官に提出しました。